A L P S T O P I C S

「イント学成27年度税制改正 アイフプランに関する

法案が国会で可決・成立しました。 大綱が閣議決定され、3月3日に税制改正 平成27年1月14日に平成27年度税制改正

高齢世代に偏在する金融資産の若年(消費) 高齢世代に偏在する金融資産の若年(消費) 世代へのシフト、平成29年4月の消費税改 正への対応などに重点が置かれています。 皆さまの暮らしにも関係がある税制改正 も多く含まれていますので、それらを中心に も多く含まれていますので、それらを中心に

・所得税の改正

ません。

NISAの投資上限額の引き上げ

120万円に引き上げられます。100万 円ですが、平 成 28 年 1 月からNISAの1年間の投資上限額は現在

これにより毎月10万円ずつ積み立てたい

今後は利便性が向上され、若年層の資産形は60歳代以上が約6割を占めていますが、以日SA元年の平成26年6月末利用状況というニーズに対応できることになります。

ます。 成になお一層活用されることが期待されてい

●ジュニアNISAの創設

年度の12月末まで)原則、払い出しはでき1月より開設可能になります。(上場株式等の受け入れ開始は平成28年4月から)運用管理は親権者等の代理または同意のもとに行い、18歳になるまで(18歳になるまで、(18はなるまで、(18はなるまで、(18はなるまで、(18はなるまで、(18はなるまで、(18はなるまで、))。(18はなるまで、(18はなるまで、))。(18はなるまで、(18はなるまで、))。(18ははなるまで、(18はなるまで、))。(18はは、(18はなまで、))。(18はなるまで、(18ははなるまで、))。(18はは、(18ははなるまで、))。(18はは、(18はは、))。(18はは、))。(18はは、(18はは、))。(

です。
です。
のすっこで
の資金シフトが期待されています。
がカースの
の資金シフトが
期待されています。

●住宅ローン減税等の適用期限の延長

> れました。 から平成31年6月末まで1年6ヶ月延長さ

です。住宅ローン減税等の概要は表2のとおり

2. 住民税の改正

●ふるさと納税制度の改正

に、控除限度額が増額されました。回の改正ではその利便性が向上するとともている方も多くいらっしゃると思います。今支援などのため、ふるさと納税を活用され出身地やゆかりのある地域、被災地への出身地やゆかりのある地域、

①ふるさと納税ワンストップ特例制度

す。(平成27年4月より) 措置が受けられ、確定申告が不要になりま

は確定申告が必要になります。ただし、寄付先が5団体を超える場合に

村民税3/5)本化されます。(道府県民税2/5・市町本制度では所得税の減税分は住民税に一



塚本 伸明

表1 ジュニアNISAの概要

対象	0歳~19歳
運 用 管 理	親権者等の代理または同意のもとで行う。
年間投資上限額	80万円
非 課 税 期 間	最長5年間*1
非 課 税 投 資 総 額	最大400万円 (80万円×5年)
口座開設期間	平成28年1月1日~平成35年12月31日** ²
非 課 税 対 象	上場株式、公募株式投信等
そ の 他	原則18歳になる年度の12月31日まで払い出しできない。(払い出しする場合には、過去の利益について課税される。)

- ※1 5年経過した場合は、後の年度に開設したジュニアNISA口座へ80万円を限度に移管可能
- ※2 平成36年1月1日以降も20歳になる年まで、継続管理勘定(非課税)で運用可能 継続管理勘定の開設期間は平成36年1月1日から5年間

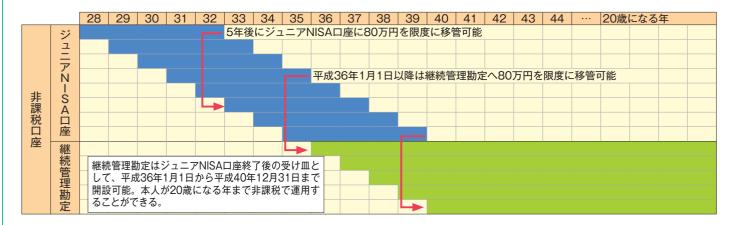


表2 住宅ローン減税等の適用期限延長

【住宅ローンを利用して住宅を購入する場合の所得税額の特別控除】

入居期間 平成26年4月~平成31年6月末

消費税率	控除対象借入限度額**2	控除期間	控除率	各年の控除限度額	10年間の最大控除額
8%または10%	4,000万円 (5,000万円) ** ³	10年間	1.0%	40万円 (50万円) *3	400万円 (500万円) *3
課税なし ^{*1}	2,000万円 (3,000万円) * ³	10年間	1.0%	20万円 (30万円) *3	200万円 (300万円) *3

- ※1 中古住宅の個人間売買等で消費税が課税されない場合
- ※2 当該住宅の敷地である土地の取得のための借入金も含む
- ※3 ()は「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅の場合
- ※4 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額については、当該年分の所得税の課税所得金額の7%かつ136,500円を限度に、翌年の住民税(所得割)から控除することができます。この場合の市区町村への申告は不要です

【すまい給付金*1の適用期限延長】

入居期間 平成26年4月~平成31年6月末

消費税8%の場合

収入の目安*2	給付額
425万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	10万円

消費税10%の場合(予定)

収入の目安*2	給付額
450万円以下	50万円
450万円超 525万円以下	40万円
525万円超 600万円以下	30万円
600万円超 675万円以下	20万円
675万円超 775万円以下	10万円

※1 「すまい給付金」とは、住宅ローン減税の拡充措置を講じても減税効果が限定的な比較的所得の低い方に給付金を支給し、均衡を図るための制度 ※2 実際の給付額は市区町村が発行する課税証明書の住民税(都道府県)所得割額に基づき決定

【その他住宅関連の控除等の適用期限延長】

入居期間 平成26年4月~平成31年6月末

- ・特定の増改築等に係わる住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (5年間・各年の控除限度額12.5万円)
- ・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (控除限度額25万円)
- ・既存住宅に係わる特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (控除限度額 省エネ25万円 バリアフリー 20万円)
- ・認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (控除限度額65万円)
- ・東日本大震災の被災者等に係わる住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 (10年間・各年の控除限度額60万円)

②控除限度額を住民税所得割額の2割に

引き上げ

き上げられます。 額の1割でしたが、今回の改正で2割に引 額の控除限度額は、これまで住民税所得割 ふるさと納税における住民税の特例控除

書類から)

ふるさと納税のしくみは表3のとおりです。

贈与税の改正

■結婚・子育て資金の一括贈与に係る 非課税措置の創設

贈与が1000万円まで非課税になる措置 が新設されます。 子や孫への結婚資金・子育て資金の一括

専用口座を開設し、 なりません。 課税申告書を所轄税務署に提出しなければ 教育資金の一括贈与と同様に金融機関に 金融機関を経由して非

子育て資金の支払いに充当したことを証明 する書類を金融機関に提出することになり 資金を引き出す場合には、受贈者は結婚・

教育資金の一括贈与に係る非課税措置の

延長・拡充

加されました。 の範囲に通学定期券代・留学渡航費等が追 3月末に延長されました。また、教育資金 の適用期限が平成27年12月末から平成31年 教育資金の一括贈与に係わる非課税制度

事務手続き上の改正としては、各回1万

支払金額等の明細書を提出することが可能 までの場合には領収書等に代えて、支払先・ 円以下で年間合計支払額が24万円に達する になります。 (平成28年1月以降に提出する

表4のとおりです。 の一括贈与に係わる非課税制度の概要は、 結婚・子育て資金の一括贈与、教育資金

▶住宅取得資金の贈与に係る非課税措置の

延長・拡充

拡大されるとともに、適用期限が平成31年 その反動を緩和することを目的に、子や孫 6月末まで延長されます。 への住宅取得資金の贈与の非課税限度額が 消費税の引き上げに伴う駆け込み需要と

非課税限度額は表5のとおりです。

軽自動車税の見直し 自動車重量税・自動車取得税

●自動車重量税・自動車取得税

税は平成29年3月末まで) するとともに、 から平成32年度燃費基準に移行します。 費性能に関する要件を平成27年度燃費基準 重量税は平成29年4月末まで、自動車取得 グリーン化等を進める観点から、新車の燃 平成27年度燃費基準で以下の要件を満た エコカー減税の適用期間を延長(自動車

①平成27年度燃費基準+5%以上

す自動車については、

引き続き税率が軽減

概要は表6のとおりです。 ③平成17年排ガス基準△75%以上 ②平成17年排ガス規制適合

平成29年4月末日までに新車新規登録等を

る平成27年度燃費基準達成車については、

本改正によりエコカー減税の対象外とな

行った場合に限り、

重量税の税率を改正後

置が設けられます。

なお、毎年4月に自動車の所有者に課さ

(道府県税) についての改正

の高い税率ではなく本則税率とする経過措

●軽自動車税

はありません。 れる自動車税

環境性能が優れている場合には、平成28年 特例が導入されます。 度分の軽自動車税が軽減されるグリーン化 に取得した軽自動車で一定の要件を満たし き上げられましたが、平成28年3月末まで 車から軽自動車税(市町村税)の税率が引 平成27年4月以後、新車登録した軽自動

5 その他税制改正

●消費税の引き上げ

見極める「景気判断条項」は削除されました。 延期では、平成24年税制改正の際に付され 月1日に1年6ヶ月延期されます。今回の 月1日を予定していましたが、平成29年4 消費税の10%への引き上げは平成27年10 経済状況等により税率引き上げを

表3 ふるさと納税のしくみ

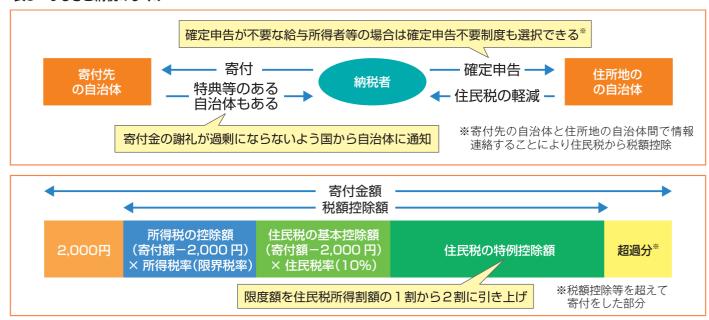


表4 結婚・子育で資金、教育資金の一括贈与に係る非課税措置の概要

	結婚・子育て資金の一括贈与	教育資金の一括贈与	
資金使途	婚礼・披露宴費用、引越・住居に要する費用、 妊娠・出産費用、子供の医療費・保育費など	受験料、入学金、授業料、保育料、学用品代、 施設設備費、定期券代、留学渡航費用、学習塾・ スポーツ教室・お稽古事の月謝など	
贈与者	父母や祖父母(直系尊属)		
受贈者	20歳以上50歳未満の子や孫(直系卑属)	30歳未満の子や孫(直系卑属)	
限度額	受贈者1名につき1,000万円 (結婚費用は300万円限度)	受贈者1名につき1,500万円 (学習塾など学校以外は500万円限度)	
贈与方法	信託銀行・銀行等の金融機関に金銭等を信託する		
払い出し方法	資金使途を証明する領収証等を金融機関に提出		
年齢満了時点	50歳時点で残額に贈与税を課税	30歳時点で残額に贈与税を課税	
贈与者死亡時	残額は相続税課税の対象 (2割加算はしない)	非課税	
適用期限	平成31年3月31日までの贈与		

表5 住宅取得資金の贈与に係る非課税限度額

			. ==
契約年	適用消費税率	質の高い住宅*1	左記以外の 住宅 (一般)
平成27年	_	1,500万円	1,000万円
平成28年1~9月	_	1,200万円	700万円
平成28年10月	10%	3,000万円	2,500万円
~平成29年9月	上記以外*2	1,200万円	700万円
平成29年10月	10%	1,500万円	1,000万円
~平成30年9月	上記以外*2	1,000万円	500万円
平成30年10月	10%	1,200万円	700万円
~平成31年6月	上記以外*2	800万円	300万円

- ※1 下記のいずれかの性能を満たす住宅
 - ①省エネルギー性が高い ②耐震性が高い ③バリアフリー性が高い
- ※2 消費税率8%適用のほか個人間売買による中古住宅取得で消費税が適用されない場合
- ※3 適用対象となる住宅用家屋の床面積は240㎡以下
- ※4 東日本大震災被災者の特例
 - ・平成28年10月~平成29年9月に契約し、適用消費税率10%の場合 質の高い住宅 3,000万円 左記以外の住宅(一般) 2,500万円
 - ・その他の場合
 - 質の高い住宅 1,500万円 左記以外の住宅(一般) 1,000万円
 - ・床面積の上限※3は適用されない

表6 自動車重量税・自動車取得税に係る改正の概要 ○乗用車(新車)の場合

	初回車検の 自動車重量税 ^{*1}	新車の 自動車取得税 ^{※2}		
電気自動車等	免税**4	非課税		
H32燃費基準*3 +20%達成	免税*4	非課税		
H32燃費基準*3 +10%達成	75%軽減	80%軽減		
H32燃費基準 ^{*3} 達成	50%軽減	60%軽減		
H27燃費基準 +10%達成	250/ 赵油	40%軽減		
H27燃費基準 +5%達成	25%軽減	20%軽減		

- ※1 自動車重量税は車検などの際に車検証の交付等を受ける者 に課される国税
- ※2 自動車取得税は自動車の新規登録・移転登録の際に課される都道府県税で、消費税率が10%に引き上げられる時(平成29年4月)に廃止される
- ※3 H32燃費基準では、H27年燃費基準に比較しガソリン車で 平均約20%の燃費向上が求められている
- ※4 初回車検時に自動車重量税が免税の場合は2回目も免税

いて具体的な検討が進められています。度の対象品目・区分経理・安定財源等につ度の対象品目・区分経理・安定財源等につ

●マイナンバー制度の導入

できません。 できません。

を開設等) を開設等) をができるようになります。(NISAの口とができるようになります。(NISAの口とができるようになります。(NISAの口とができるようになります。(NISAの口とができるようになります。)

個人型確定拠出年金の適用範囲拡大

確定拠出年金制度は、老後資金を準備するための税制上で有利な制度です。期間中の運用益は何度売り買いしても非課税です。また、拠出金は所得控除の対象となります。また、拠出金は所得控除の対象となります。とになります。

ようになります。公務員は年間14万4千円、利用することができませんが、今後、確定利用することができませんが、今後、確定が出年金法等が改正され、公務員や専業主業者や企業年金のない会社の社員だけしか業者の

拠出金の上限となる予定です。専業主婦等第3号被保険者は27万6千円が

例措置の除外固定資産税における空き家等の敷地の特

** 一定の空き家等の敷地について、固定資 をれ、本則の固定資産税(1・4%)、都 を税の住宅用地に係わる特例措置から除外 をの空き家等の敷地について、固定資

※そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安 上危険となるおそれのある空き家、 を衛生上有害となるおそれがある空き家、 著し しく景観を損なっているいことにより著

置の延長不動産取得税・登録免許税の税率軽減措

①不動産取得税

住宅・土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置3%(本則4%)および宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の1/2とする特例措置の課税標準を価格の1/2とする特別措置3%(本則4%)およ

②登録免許税

29年3月末まで2年間延長されます。登記等の登録免許税の税率軽減措置が平成設定登記、土地の売買による所有権の移転は宅取得資金の貸し付け等に係る抵当権の住宅用家屋の所有権の保存・移転登記、

